

中小企業における個人保証等の在り方研究会 ご参考資料

平成25年3月14日

藤原 敬三

(中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー)

1. 中小企業再生支援協議会案件の分析 (平成22年度、平成23年度、平成24年度第1、第2四半期)

(1) 協議会案件における債権放棄案件の特徴

- 直近3年間の債権放棄案件は96件
- 中小企業再生では、直接債権放棄は少なく、第二会社方式(会社分割・事業譲渡+特別清算)が主流
- 中小企業再生では、スポンサー付は少なく、自力再生型が主流

◆ 債権放棄の手法

債権放棄案件	96件	
うち 直接債権放棄	9件	9.4%
うち 第二会社方式	87件	90.6%

◆ スポンサーの有無

債権放棄案件	96件	
うち スポンサー型	26件	27.1%
うち 自力再生型	70件	72.9%

(2) 経営者責任の履行状況の分析

- 中小企業再生では、経営者続投、オーナー一族による後継が主流
- 自力再生型の約75%、スポンサー型でも約27%が、経営者続投、オーナー一族による後継である

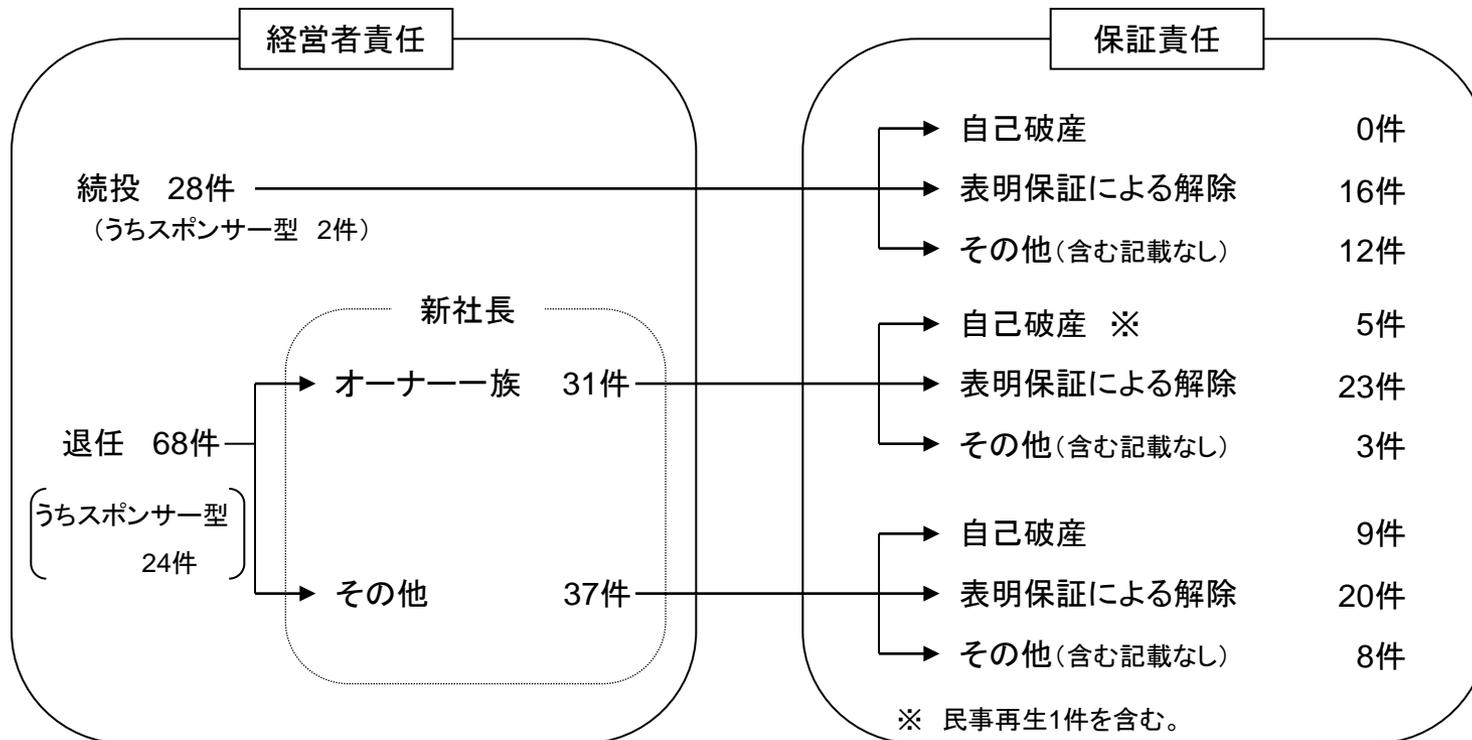
債権放棄案件	96件		
うち 経営者続投	28件	29.2%	} 59件(61.5%)
うち 退任(一族が継承)	31件	32.3%	
うち 退任(その他が継承)	37件	38.5%	

スポンサー型	26件		
うち 経営者続投	2件	7.7%	} 7件(26.9%)
うち 退任(一族が継承)	5件	19.2%	
うち 退任(その他が継承)	19件	73.1%	

自力再生型	70件		
うち 経営者続投	26件	37.1%	} 52件(74.3%)
うち 退任(一族が継承)	26件	37.1%	
うち 退任(その他が継承)	18件	25.7%	

(3) 保証責任の履行状況(経営者責任との関係)の分析

- 協議会案件では、経営者の自己破産が求められることは少なく、表明保証による保証解除が主流
- 経営者続投のケースでは、自己破産を行ったケースはない
- その他のほとんどは、再生計画外での協議に委ねていると考えられる



債権放棄案件	96件	
自己破産(含む民事再生)	14件	14.6%
表明保証による解除	59件	61.4%
その他(含む記載なし)	23件	24.0%

(4) 表明保証の方法

- 表明保証の方法は、経営者自身が行う場合と代理人弁護士が行う場合がある

	59件	
うち 経営者自身が表明	18件	30.5%
うち 弁護士が表明	14件	23.7%
うち 不明(記載なし)	27件	45.8%

<表明保証の記載例>

1. 私の個人資産は、本日現在、別紙資産目録記載のとおりであり、その余の資産を有しない旨を表明します。
2. 上記1.の表明に反して、別紙資産目録記載の資産以外に資産が発見された場合、貴行に対し、貴社から免除を受けた保証債務額と同額の債務を負担することを承認いたします。

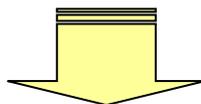
2. 中小企業再生における個人保証債務の処理プロセスの必要性

(1) 中小企業の立場から

- 経営者の自己破産への抵抗感のために再生への早期着手がなされない傾向がある
- 旧経営者が自己破産することで生じる風評により事業毀損が生じるおそれがある
- 中小企業再生において経営者の交代が困難である中、保証債務が残存したまま経営者が続投することは、新規借入が困難になるなど再生の足枷となっている

(2) 金融機関の立場から

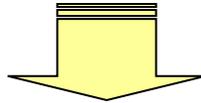
- 保証債務の処理が残ることにより無税償却への支障が生じている
- 取引金融機関の足並みが揃わないことにより保証解除が困難となるケースもある
cf. 信用保証協会による保証解除の困難性



- 中小企業の再生プロセスにおいて、個人保証債務を一体的に処理する必要がある
- 自己破産ではない経営者の個人保証債務の処理を確立することは、再生計画の内容（経営者続投できるか否か）、再生計画の実行可能性（事業価値の維持）の観点からも重要
- 個人保証債務の処理プロセスが整備され明示されることにより、再生への早期着手が促される効果が期待できる
- 個人保証債務の処理プロセス（基準）が整備されることにより、株主代表訴訟等への懸念が払拭され、金融機関において保証債務処理の促進が期待できる

3. 個人保証債務の処理プロセスのイメージ(私見)

- 個人保証債務問題は、中小企業再生において不可避な論点
- 早期再生の着手、再生計画の内容・実現可能性の観点から、保証責任の履行方法は、経営者にとって大きな関心事
- 早期再生の促進、再生計画の実現可能性、放棄債権の無税償却の観点から、保証債務の処理は、金融機関にとっても大きな関心事



(経営者)個人保証債務の処理プロセスを織り込んだ 「中小企業版私的整理ガイドライン」の整備

- 「中小企業版私的整理ガイドライン」のイメージ
⇒多数の債権放棄案件の成立実績がある「中小企業再生支援協議会の手続(事業実施基本要領(従前型))」をベースとする
- 保証債務処理プロセスのイメージ
⇒中小企業再生支援協議会案件において多用されている、「①私財提供(保証履行)→②表明保証→③保証解除」のプロセスを明文化する

※私財提供(保証履行)の基準の明確化・金融機関にとっては税務処理の明確化が必要

⇒(例)

- ◆ 続投型(含む一族による継承)の場合 ⇒ 99万円 + 現居宅(華美でない程度)
- ◆ 退任型(完全退出型) ⇒ 400万円 (≒33万円×12か月)

※信用保証協会による解除も可能となる基準が必要

⇒通常、信用保証協会では経営者個人の保証解除が困難であることから、経営者続投の場合及び退出後の再チャレンジに当たって、新規保証を受けることができないのが現状の課題